

特定用途石油製品燃料管理台帳  
(令和3年第1四半期分)

対象となる燃料油は、平成24年10月1日以降に購入した内航運送の用に供する軽油又は重油  
=特定用途石油製品

様式第2号  
No. \_\_\_\_\_

海運事業者名 日本内航海運組合総連合会

内航登録・許可番号 ( 32451698 )

船名 内航海運丸

船舶番号 ( 416368 )

棚卸管理台帳として使用しない場合(様式第7号の明細として使用)は、給油量=消費量のみを記載する。残油量は「0」(無し)となるので、前期末残油分欄の記載はない。

前期末 残油分	購入(給油) 販売店が県石協に登録→県石協が番号付与。バンカーレシートに記載してもらう。					消費量(ℓ)		残油量 (ℓ)	証憑 照合	備考	
	年月日(和暦)	(登録番号)(右詰)	購入先の名称、住所及び電話番号	物品名	数量(ℓ)	年月日(和暦)	特定用途				特定用途外
	R3.4.15	32785600	MM石油販売(株)	A	50,000		50,000				
	R3.4.15	32785600	MM石油販売(株)	C	200,000		200,000				
	R3.4.20	10000500	AA石油販売(株)	C	150,000		150,000				
	R3.5.10	20508000	HH石油販売(株)	C	100,000		100,000				
	R3.5.20	11021300	(株)GG石油販売	A	30,000		30,000				
	R3.5.28	11021300	(株)GG石油販売	C	180,000		180,000				
	R3.6.15	52061400	FF石油販売(株)	C	150,000		150,000				
	R3.6.20	52061400	FF石油販売(株)	C	50,000		50,000				
	R3.6.25	52061400	FF石油販売(株)	C	200,000	R3.6.28	200,000				
	R3.6.28	52061400	FF石油販売(株)	A	50,000		30,000	20,000			
	R3.6.28	35715900	XX石油販売(株)	C	150,000		60,000	90,000			
< 軽油 > < A 重油 > < B 重油 > < C 重油 > < 計 >											
特定用途・消費量集計							80,000	1,030,000	1,110,000		

給油した全量を消費したのもののみ記載するので、残油量は「0」(なし)となる。

給油時のバンカーレシート右下に番号を記載し、同番号を記入する。

期間内の最後の残油測定日(全量消費が判明された)

同時給油であっても油種ごとに記載

登録番号は8桁で下2桁は00と記入します。

購入全量を消費していない(残油がある)ので、当期は記入せず、翌期TOP「前期末残油分」に記入する。

前期末  
残油分

購入(給油)					消費量(残)			残油量 (残)	証憑 照合	備考
年月日(和暦)	(登録番号)(右詰)	購入先の名称、住所及び電話番号	物品名	数量(残)	年月日(和暦)	特定用途	特定用途外			
R3.6.28	52061400	FF石油販売(株)	A	50,000		50,000		前月に給油し、当期に全量消費完了したものを記入する。	1	
R3.6.28	35715900	XX石油販売(株)	C	150,000		150,000			1	
			内航→外航(近海) 資格変更した場合				(内航運送) (外航運送)			
R3.7.15	10000500	AA石油販売(株)	C	150,000	R3.8.25	100,000	50,000		2	外航資格変更
			用船主が変わった場合(残油量により消費量算出)							
R3.8.20	10000500	AA石油販売(株)	C	150,000		50,000	100,000		3	
			備船者変更							自社が購入して消費したもののみ申請

### 特定用途石油製品燃料管理台帳(様式第2号)

- ※1. 本台帳は元売業者直売分と販売店経由分で、用紙を分けて記入し、元売業者から購入(給油)した際は、備考欄に「元売業者直売」と記入する。
- ※2. 前期末残油分の購入(給油)、消費量等の情報を、購入(給油)先別に最上欄に記入する。
- ※3. 購入(給油)は購入先別に記入する。複数隻の使用船舶に係る燃料油を一括購入する場合の購入(給油)数量(リットル)は、使用船舶毎に按分し、重複することがないように記入する。
- ※4. 「物品名」には、軽油=軽、A重油=A、B重油=B、C重油=Cの種類を記入する。
- ※5. 「特定用途」とは、内航海運業法第2条第2項に規定する内航海運業又は海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業(遊覧の用を除く)の用途をいう。
- ※6. 添付バンカーレシート等に番号を記入し、「証憑照合」に同番号を記入する。上記購入(給油)項目が確認できるものであれば名称等形式は問わない。金額等不要な項目は消し
- ※7. 購入(給油)数量の全量を消費した場合には、全量を消費した年月日の備考欄に「〇月〇日購入(給油)分消費済」と記入する。
- ※8. 「特定用途・消費量集計」欄には、購入(給油)数量の全量を消費した数量を記入する。
- ※9. 「購入(給油)数量」及び「消費量」等の記入に際しては、過大に数量を記入する等の誤りが生じることのないよう十分注意する。

### (様式第2号)記載要領

- \*1. 本管理台帳は、燃料油の棚卸資産台帳である。他に記載事項を満たしている帳簿があれば、本管理台帳を棚卸資産台帳としなくても差し障りはない。  
=年月日、給油、消費、残油等の数量の事項を記載している=航海日誌、会計帳簿等
- \*2. 本管理台帳は、様式第7号の補助簿(船舶ごとの明細)であり、\*1を満たしているものがあれば、購入数量の全量を消費したもののみ記載すればよい。  
=在庫、繰越は記載しなくてよい。また、消費量の年月日は最後の残油測定日でよい。  
この場合は、上記※7. は適用しなくてよい。
- \*3. 船舶ごとの「特定用途・消費量集計」量の合計が燃料消費量報告書(様式第7号)記載数量となる。